

地方公共団体のスーパーシティ提案についての 国家戦略特区WG委員等によるヒアリング（大阪府・大阪市共同） （議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年5月20日（木）14:00～14:37
- 2 場所 永田町合同庁舎703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席者

<自治体等>

山野 謙	大阪府副知事
高橋 徹	大阪市副市長
坪田 知巳	大阪府スマートシティ戦略部長
吉田 真治	大阪府スマートシティ戦略部スマートシティ推進監
川口 祐司	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室長
狩野 敏明	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室戦略企画課参事
佐向 正	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室戦略企画課参事
宮田 昌	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室特区推進課長
尾崎 輪香子	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室特区推進課参事
吉田 智子	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室特区推進課主査
正垣 啓之	大阪市都市計画局夢洲・咲洲地区開発担当部長
高田 孝	大阪市都市計画局 開発調整部夢洲・咲洲地区開発担当課長
福本 真人	大阪市都市計画局うめきた企画担当部長
岩本 典子	大阪市都市計画局企画振興部うめきた企画担当課長
鳥山 孝之	大阪市経済戦略局立地交流推進部長
松本 友宏	大阪市経済戦略局立地交流推進部特区担当課長代理
鶴見 一裕	大阪市 ICT 戦略室長
森山 文子	大阪市 ICT 戦略室スマートシティ推進担当部長
梅田 昌彦	大阪市 ICT 戦略室スマートシティ推進担当課長
八谷 靖幸	大阪市 ICT 戦略室スマートシティ推進担当係長
西尾 章治郎	大阪府・大阪市共同スーパーシティ構想リードアーキテクト 大阪大学総長 うめきた2期地区開発事業者募集事業企画審査会委員長
岩田 泰	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会経営企画室長
堺井 啓公	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会企画局長
井上 知郁	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会企画局企画部審議役
斉藤 康弘	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会企画局 ICT 部審議役

中野 達也	オリックス不動産株式会社大阪営業部ナレッジキャピタル室室長
佐々木 一洋	オリックス不動産株式会社大阪営業部うめきた開発推進室室長
芦田 枝里	オリックス不動産株式会社大阪営業部 うめきた開発推進室アシスタントマネージャー
橋本 英仁	阪急阪神不動産株式会社開発事業本部うめきた事業部部長
井上 喜典	阪急阪神不動産株式会社開発事業本部うめきた事業部課長
菅沼 健太郎	三菱地所株式会社関西支店うめきた開発推進室室長
神林 祐一	三菱地所株式会社関西支店うめきた開発推進室統括
有本 慎太郎	三菱地所株式会社関西支店うめきた開発推進室主事

< 国家戦略特区ワーキンググループ委員 >

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション ファウンダー
委員	阿曾沼 元博	医療法人社団混志会社員・理事
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

< 情報・デジタル、個人情報保護の専門家 >

平本 健二	内閣官房政府CIO 上席補佐官（スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員）
-------	--

< 内閣府地方創生推進事務局 >

山西 雅一郎	内閣府地方創生推進事務局次長
佐藤 朋哉	内閣府地方創生推進事務局審議官
喜多 功彦	内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 提案内容の説明
 - (2) 質疑応答
- 3 閉会

○喜多参事官 本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。
それでは、大阪府・大阪市よりスーパーシティ提案についてヒアリングを実施いたしま

す。

まずは自治体より提案内容につきまして、10分程度で御説明いただき、その後、質疑応答を全体で40分程度予定しております。

質疑応答の際の司会は、八田先生よろしくお願ひいたします。

それでは、自治体より提案内容の御説明をよろしくお願ひいたします。

○八田座長 よろしくお願ひいたします。

○山野副知事 それでは、大阪府・大阪市の提案につきまして説明をいたします。

まずリードアーキテクトの大阪大学の西尾総長から提案の全体像、大阪市副市長の高橋から具体的な取組内容、大阪府副知事の山野からデータ連携基盤について、順にご説明をさせていただきます。

西尾総長、よろしくお願ひします。

○西尾リードアーキテクト リードアーキテクトの西尾でございます。

大阪府・大阪市の提案は、大阪・関西万博が開催される夢洲と大阪の都心に立地するうめきた2期における三つのプロジェクトを契機として、府民、市民のQoLの向上を図るものです。

コンセプトは「健康といのち」です。

また、社会インフラとして、広域データ連携基盤を整備し、グリーンフィールドのスーパーシティ区域内で取り組んだ先端的サービスを、ブラウンフィールドを含めた大阪全体に展開していきます。

この取組を通じて、誰もが健康で快適に、そして、楽しく過ごすことができる、SDGsが達成された、ありたき未来社会を目指して、産官学が結集し、オール大阪の体制でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○高橋副市長 続きまして、大阪市副市長の高橋でございます。

それでは、具体的な取組につきまして、ご説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。大阪のスーパーシティは2023年度からの工事の本格化に併せて行われます夢洲コンストラクション、2024年度に先行まち開きが予定されておりますうめきた2期、2025年度は大阪・関西万博と取組を進めていく予定でございます。

各プロジェクトにつきまして、時系列でご説明いたします。

一つ目のプロジェクト、夢洲コンストラクションについて、10ページを御覧ください。夢洲へのアクセスは、北側の夢舞大橋と南側の夢咲トンネルの二つに限定されております。

11ページを御覧ください。夢洲開発の大きな課題は、アクセスルートが限定されていることに加えまして、広大な建設現場で多様な建設主体の工事が集中することでございます。

13ページを御覧ください。そこで、先ほどの課題を克服するために、各サービスをつなぎますデータ連携基盤を導入いたしまして、建設工事現場内外の移動、建設工事・資材運搬、また、建設作業員の安全・健康管理、三つの円滑化を図るサービスを検討してござい

す。

15ページを御覧ください。建設工事現場内外の移動につきましては、集中する工事車両についてデータ等の活用による交通量予測に基づくピークシフトの誘導、駅及び共同駐車場からのシャトルバス・デマンドバスの運転管理などのサービス。

建設工事及び資材運搬については、ドローンを活用した測量・工事管理、建設現場の見守り、また、シャトルバスを活用した貨客混載での資材運搬などのサービス。

建設作業員の安全・健康管理については、作業員のバイタル情報及び位置情報によるリアルタイムでの安全・健康管理による熱中症対策、建設現場での遠隔診療・遠隔投薬による健康管理、建設資機材の位置情報及びカメラ画像を活用した建設現場の安全管理など、先端的サービスを21項目提案しております。

続きまして、二つ目のプロジェクト、うめきた2期について、ページが飛びますけれども、22ページを御覧ください。

京阪神の中心に位置しますうめきた2期地区は、西日本最大のターミナル駅前に立地いたしております、2023年にはJR地下駅の新設により、関西国際空港にも直結するなど、高い立地ポテンシャルを有しており、みどりとイノベーションの融合拠点の形成を目指しております。

23ページを御覧ください。2期地区全体の約半分をみどりの空間とし、これをイノベーション創出のフィールドとして活用していくことが、このまちづくりでは最大の特徴であります。

25ページを御覧ください。都心の一等地のみどりに集まります域内居住者、来街者、ワーカーといった多様なユーザーを対象に、ICTを活用したParkness Challengeによる先端的サービスを提供し、まちの付加価値を高めていきたいと考えております。

27ページを御覧ください。具体的な先端的サービスとしましては、例えばヒューマンデータ利活用に資するプラットフォームの提供といたしましてユーザーの事前同意の下で取得した心理、生理、脳情報などのヒューマンデータを活用した運動療法や温浴療法の健康増進プログラムの提供、健康増進支援、パーソナルモビリティのシェアサービスとしまして、電動キックボード等によるエリア内の回遊性の向上などを提案しております。

32ページを御覧ください。夢洲、うめきた2期地区での規制緩和について、特に健康と命のテーマに関連の強い健康分野における例を取りまとめております。

夢洲コンストラクションでは、建設現場での遠隔診療・遠隔投薬において、専属産業医の選任規定の要件緩和、産業医によるオンライン診療の緩和を提案しております。

うめきた2期では、ヒューマンデータとAI分析等による健康増進プログラムの活用に当たって、未病段階での健康増進サービスに対する健康保険の適用などを提案しております。

三つ目のプロジェクト、大阪・関西万博について、ページが戻りまして、17ページを御覧ください。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025年4月から開催されます大阪・関西万博では、未来社会の実験場といたしまして、未来を感じさせる次世代技術、

社会システムの実証を目指しております。

20ページを御覧ください。万博会場では、大阪府・大阪市がREBORNをテーマに、大阪パビリオンの出展を計画しております。来場者に対して、先端技術を活用した未来の健康・医療サービスの提供を提案しております。

18ページにお戻りください。大阪・関西万博としての具体的な事業は、博覧会協会においてこれから決定されていくこととなりますが、スーパーシティのメニューについては夢洲コンストラクションやうめきた2期での取組で昇華させ、さらに大胆な取組となるよう、博覧会協会と大阪府・大阪市が連携して検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○山野副知事 大阪府副知事の山野でございます。

本日は、本府の提案について、ご説明させていただく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

時間も限られておりますので、私からは、再度、大阪の広域データ連携基盤のORDEN（オルデン）について、御説明させていただきます。

40ページを御覧ください。今回の提案におけますデータ連携でありますけれども、各地区内のプラットフォームはそれぞれの事業者等で構築する予定にしております。そして、それぞれのローカルプラットフォームをつなぐものとして、広域によるデータ連携基盤でありますORDENを構築してまいります。

構築にあたりましては、国のスマートシティリファレンスアーキテクチャーを基本として、フルスペックのデータ連携基盤をめざすということでございます。できるものから着実かつアジャイルに開発を進めていきたいと考えております。

ORDENの構築を通じまして、サービス基盤を大阪全体に行き渡らせて、グリーンフィールドだけではなく、ブラウンフィールドも含めた大阪全域でデータが共有できる、これは全国初になりますけれども、本格的な広域データ連携基盤の整備を進めていきたいと考えてございます。

我々大阪府・大阪市としましては、スーパーシティの制度を活用して、岩盤規制の壁を突破して、大規模かつ高度、多様なサービスを実現して、府民全体のQoL向上につなげていく、そういった強い信念を持って取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○八田座長 大阪府さんのプレゼンは、ほかにもありますか。

○森山部長 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、こちらの方から御質問をいたしたいと思えます。中川さん、お願いいたします。

○中川委員 御説明どうもありがとうございました。

特に夢洲コンストラクションという形で、建設DXのショーケースになるような御提案と

いうのは、非常に魅力的ではないかと思いました。

そこで、1点、御質問なのですけれども、建設DXのショーケースにするということで、例えばデジタルツインを使って、労働者ですとか、資材を管理するということも御提案いただいております、それについての規制緩和提案は何もないのですけれども、それはそうなのでしょうか。素人みたいな説明ですみません。

例えば建設業法上求められている技術者の配置とか、そういったものも、電子的に現場を監督することができるようになった場合には、緩和できるように思うのですけれども、建設DXに関しては、先端的な御提案をいただいていると思いますが、このような御提案だけでよろしいのでしょうかというのが1点目です。

2点目は、大阪府・大阪市様の御提案というのは、三つのプロジェクトで構成されているわけなのですけれども、三つのプロジェクトの関連性がよく分からないというのが実際のところでありまして、要は同じ都市OSで管理をしていくこと以上に、何か関連性があるのでしょうかということです。

それに関連しますけれども、住民同意を取るときに、それぞれ独立性の高いプロジェクトによって構成されているわけです。この場合、例えば夢洲コンストラクションであれば、誰の同意を取るのか分からないのですけれども、周辺住民の一部ですとか、あるいは万博についてもその地区にお住まいになる予定の方、うめきたについてもこれからお住まいになる方ということで、ばらばらな住民の方々に対して同意を取っていくということを考えていらっしゃるのでしょうかというのが、私からの質問になります。

以上です。

○八田座長 よろしく申し上げます。

○高橋副市長 大阪府・大阪市の提案は、グリーンフィールドであります、夢洲とうめきた2期を対象にして考えておりまして、ここで早急に、迅速に、スピーディーに、大胆な規制緩和でもって成果を出して、その成果をもってブラウンフィールドである大阪府域全体に効果を波及させていきたいというスタンスに立っております、まずは早くできるころ、今回はグリーンフィールドとして夢洲とうめきた2期を想定しております。

御質問にありました、夢洲コンストラクションの規制緩和のメニューにつきましては、今、挙がっている項目を入れておりまして、これから具体の建設を受託する事業者が決まってまいりましたら、その中でより具体的な規制緩和項目が出てまいりますので、事業者が決まりました段階で追加をお願いしたいと思っております。

また、三つのプロジェクトの関連性でございますけれども、まずはテーマとしましては、それぞれ健康と命を大きなテーマとしておりまして、テーマの関連性でいきますと、万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」、うめきたにつきましてはライフデザインイノベーションということで、テーマとして健康と命という関連性が一つございます。基本的には夢洲コンストラクション、うめきた2期、万博の中でのショーケース化として、規制緩和をしていきたいということでございます。3プロジェクトは集中しますけれども、

万博に向けていろいろ集約することによって、より効果を情報発信していき、府域全体を高めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○八田座長 中川さん、よろしいですか。

○中川委員 はい。

○八田座長 落合さん、お願いいたします。

○落合委員 ありがとうございます。

私からは最初に伺いたいことがありまして、規制改革の提案でものすごくたくさん項目をいただいております。その中で特に大事なものといえますか、早期に必ず実現する必要があるとお考えになるものを三つから五つぐらい挙げていただければと思うのですけれども、全体の中でどれがそれに当てはまりますでしょうか。

○高橋副市長 今回、健康・医療関係を含めて、いろいろと提案させていただいております。個人情報の保護をどうするのか、個人情報の取扱い、そのところが一番大事な肝になる規制緩和の要点ではないかと考えております。いろいろな規制改革がありますが、一番の根っこのところは、個人情報の取扱いのところだと思っております。

○落合委員 ありがとうございます。

そうしましたら、個人情報のところを具体的にどういうふうにしたいのか、改めて御説明いただけませんかでしょうか。

○西尾リードアーキテクト 個人情報関係のことで、西尾からお答えさせていただきます。

先ほどから御質問いただいている中で、例えば工事の現場、万博の会場、うめきた2期開発エリア等でデータを取得するときに、データを取得する対象者に個人情報をいただくことの詳細をどのように得るかは、非常に重要な課題になります。

私は、うめきた2期開発のことに深く関係いたしておりますが、うめきたエリアに来られた方々に、このエリアでの各人の活動に関する個人情報を取得し、利用してもよいかの了解を前もって得ることを考えております。ただし、来訪者にとって、情報を提供したことによって新たなサービス提供されるようなビジネスモデルが必要となります。それに関しましては、大阪大学で推進しておりますSociety5.0を実現する実証プロジェクトの一環として、そのような仕組みに関するフィージビリティスタディを既に開始しております。国内でも先進的なモデルとして始動しつつあります。

うめきたエリア、さらには先ほど御示唆いただきました、例えば工事現場、あるいは万博会場において、それぞれ特性が違いますけれども、個人情報の扱いに関する本質的な問題に関しては共通性があると考えております。そこで、個人情報の扱いに関する基本的なモデルに関しては、現在、その基盤を構築しつつありますので、それを順次適用していくことを考えてまいります。

以上です。

○高橋副市長 今、西尾総長からもお話がございましたけれども、具体的に規制緩和を求

めているところは、健康・医療が中心になっているのですが、個人情報につきましては、本人の意向確認を取ることを前提にして、オプトインの方式を想定して、提案の中にも書かせていただいております。規制緩和のところは、個人情報が大それたと思っておりますけれども、本日は本人意向の確認を取るという点で提案させていただいております。

今回の健康と命という観点で申し上げますと、夢洲につきましては、作業員の方の現場での遠隔診療とか、遠隔投薬、こういったところを考えておりますので、それに関連しまして、労働安全衛生法の産業医の選任基準の要件緩和、オンライン診療などの要件の緩和をお願いしたいと思っております。

また、うめきたにつきましては、健康増進サービスの提供を考えておりますので、そういったサービスを利用する際に、健康保険の適用が認められるようなことを特にお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 落合さん、どうぞ。

○落合委員 ありがとうございます。

今、おっしゃった中で、個人情報のところで規制緩和とおっしゃられていたので、例えば同意取得をこういう場合には不要にしてほしいという御提案などが含まれるとも思いましたが、そういうことでしょうか。例えばカメラ画像などでも、同意を取らない形で利用できるためのガイドラインなどは、既に総務省とか、経産省で検討して報告書で出ているものもありますし、同意不要にするといったことがないと、今の法制度でもできるのではないかとも思われました。

もう一つ、産業医の点につきましては、原則として、産業医は医療行為を行っていないという整理になっているかと思っております。そうすると、直接的にオンライン診療の指針は関係がないと思っております。どちらかという、株式会社に所属する産業医が医療行為を行うことについて、どう整理するかというほうが、規制改革の内容だと思いますけれども、それはそういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○高橋副市長 それにつきましては、考えていきたいと思っております。

個人情報につきましては、いろんな先生方からもアドバイスをいただきながら、関係者とも内容を深度化したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○落合委員 ありがとうございます。

○八田座長 平本さん、お願いいたします。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 説明ありがとうございました。

データ連携基盤についてお聞きしたいのですが、先ほどの個人情報などでもサービスごとに独立性が高い御説明をされていたのですが、データ連携基盤はアクセスコントロールで一つのものをみんなで共有するというよりも、論理的にサービスごとに立てていくというイメージで、サービスレベルで完全に分離していくようなイメージで考えているのか、それとも絵のイメージでこうなっているだけで、実際問題としては一つのものを共

有していくのかという、そこら辺のイメージを教えてください。

○山野副知事 時系列によっても違うと思います。当初はイメージにあるように、個別のサービスでということだったのですけれども、最終的に共有できるところは共有していくということですので、時間を追って最終的に上げていく。当初はできるところでやっつけようということで、サービスごと、事業者ごとにやっていくということで考えております。将来的には当然のことながら、統合できるところは統合していくという発想がございます。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 そうすると、今回のプロジェクトの中では、データを連携するというのは、ほぼないという感じのイメージで思っていればよろしいですね。

○狩野参事 大阪府の事務局です。

夢洲コンストラクションが一番初めに立ち上がってきますので、そこでこうした広域データ連携基盤の基礎をつくらうと思っています。ですので、そういう意味では、スタートの時点から広域データ連携基盤をイメージしたデザインをしていこうということなので、最初からつないでいくということを考えながら、ルールを統一化していくというイメージです。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 分かりました。機能としては、どんどん共有化して、成長させていくという形ですね。

○狩野参事 そうです。それぞれのローカルプラットフォームで構築するのですけれども、それぞれのローカルプラットフォームをつなぐような、例えば、APIですとか、認証制度ですとか、ルールづくりを広域で統一させていくということです。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございます。

○八田座長 阿曾沼さん、お願いいたします。

○阿曾沼委員 落合さんの御質問に関連するのですが、産業医の件で御質問です。産業医はもともと法定業務が定められていて、これが法定業務になるのかどうか曖昧な部分もあるのですが、法定業務の中に診療も加えてほしいという御提案なのでしょうか。その確認が一つです。

それから、平成27年、産業医のオンラインでの相談業務とか、指導業務の中で、長時間労働とか、ストレスチェックに関しては、オンラインでも構わないなど、ある程度緩和されている状況があると思うのですが、それを超えてもっと緩和をしてほしい、例えばこういう業務を緩和してほしいという具体的な御要請があるのでしょうか。それも確認です。

○正垣部長 大阪市の事務局です。お答えさせていただきます。

産業医の件なのですけれども、体調不良時に産業医の方にもオンライン検診をしていただきたいということを考えております。1点目は以上でございます。

○阿曾沼委員 受診というのは、医療行為ということですか。企業内の場所にいる産業医が従業員の診療をしたいということでしょうか。

○正垣部長 基本的にはそう考えております。

○阿曾沼委員 診療には、例えば検査の指示とか、処方指示が含まれますけれども、そこまでやりたいということですか。

○高橋副市長 スタートラインとしては遠隔指導ができればいいと思っております。

○阿曾沼委員 オンライン診療の指針の中で、オンライン医療相談とか、オンラインの受診勧奨の範囲というのは、診療ではないという位置づけがあるのですが、その範囲でやらせてほしいというのか、もしくは医療行為をやりたいと言っているのかによって、規制の在り方が大きく違うのですが、その辺についてはいかがでございますか。

○高橋副市長 先生がおっしゃいました前半、今の規制の範囲の中でうまく運営できればということでございます。

○阿曾沼委員 それは法定業務の中の定義として、加えてほしいという理解でよろしいですか。

○高橋副市長 はい。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○八田座長 ほかにございませんでしょうか。阿曾沼さん、どうぞ。

○阿曾沼委員 健康の増進プログラムを保険の対象にということなのですが、これは診療報酬点数をつけてほしいという御要請なのか、もしくは選定療養の範囲の中に認めてもらいたいという御要請なのか、どちらの御希望が強いと理解したらよろしいでしょうか。

○高橋副市長 後半の選定療養の中に入れてもらえたらと思っております。点数ではございません。

○阿曾沼委員 選定療養ということですね。

○高橋副市長 はい。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○八田座長 ほかにございますか。

私からですが、夢洲で始めたい。将来はほかのところに展開することも考えてやりたい。ただし、夢洲でやるときにも、これはオプトインだから、個人情報に関する規制は特に考慮する必要はない、今の規制でできる。

産業医についても、今の規制の範囲内で行える。

中川さんの最初の御質問で、工事をするとき建設法規上のいろいろな制約が問題になるのではないかと御質問に対しては、現在の規制では特に問題にならないという御回答だったように思います。そうすると、全体的に見て、ここだけの規制を緩和してもらいたいというのは、一番大きなところはどこなのでしょう。

○高橋副市長 建設現場のところにつきましては、受託する事業者が決まってから困るところなどが出てくると思いますので、事業者が決まってから、規制緩和については引き続き検討させてもらえたらと思っております。

医療関係などを御説明させてもらったのですが、追加で考えているところにつきましては、うめきた2期のところなのですが、こちらにつきましては、公園の中にいろん

なイノベーションの施設を立てていくという計画になっておりまして、その際には仮設建設物でもって企業活動が展開できるような施設を考えています。

○八田座長 何活動ですか。よく聞こえなかったのですが、公園の中で何活動をするのですか。

○高橋副市長 事業者でイノベーションの活動を行う建築物を建設いたします。その場合、仮設で考えているのですけれども、建築基準法で仮設は期間が1年間になっております。そのためにどうしても投資効果が悪うございますので、仮設については1年以上、例えば3年とか、そういう形で緩和できないかということも、できたら御検討してもらいたいと思っております。

○八田座長 公園の中でどういう建物をつくることに対して、期間を長くしてほしいということですか。

○高橋副市長 公園に来られた方の活動について、モニタリング施設を仮設建築物としてつくる計画を事業者でされております。その際の仮設建築物については、建築基準法の中で1年間しか対応できませんので、投資効果を上げるためにも、仮設の期間の1年を例えば3年にしてほしいということです。

○八田座長 モニタリングが必要なら、3年ではなくて、ずっと要るのではないですか。

○高橋副市長 企業の方が提供されるサービスにも関わってくると思いますので、そういった形の施設を考えられていると思うのですけれども、そののところは、同じような形でずっとモニタリングをするのではなくて、それぞれの企業活動の中で、時代に即した形のイノベーション施設ができてくると思いますので、そこは恒久施設ではなくて、仮設でやりたいという思いが事業者から出てきております。

○八田座長 先ほどデータを集めるための施設とおっしゃいました。利用者に関するデータを集めるためなら、公園の機能の一部だと思うけれども、そうではなくて、商売をするためということですか。

○高橋副市長 商売ではなくて、公園に来られた方の多くのデータを集めるための施設だと思います。

○福本部長 大阪市の事務局でございます。

うめきたの場合につきましては、高い立地ポテンシャルのみどりを活用しまして、イノベーションを生み出していくということがまちの目標となっております。そういったことの実現のため、みどりの空間を使いまして、実証の場に持っていきたいと考えております。その一つの手段として、こういった仮設建築物がございます。例えば横浜でございました日産のパビリオンでございますとか、デジタルトランスフォーメーションなどの技術も利用しまして、最先端の空間をつくるとか、そういった取組をします際に、仮設建築物は必要になってきます。できましたら、1年を超えて、3年ぐらいまでの間を見ていただくと、多様なサービスを仮設建築物を使って提供できるのではないかと。また、実証もできて、イノベーションにつながっていくのではないかと。そういう形で事業者から御提案い

ただいています。

○八田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございませんでしょうか。事務局もよろしいですか。

それでは、多少時間は早めですけれども、大阪府・大阪市さんのヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。